

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

2013年5月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

(1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者心札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

再公示：次の案件については、1月9日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたします。

番号：再公示 2 国名：トルコ 担当：地球環境部

案件名：リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト

1 契約予定期間：2013年7月下旬～2017年6月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における災害リスク評価もしくは地域開発計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月22日から2013年5月24日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月22日から2013年5月27日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年6月14日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：6月下旬

(5) 契約交渉：7月上旬～7月中旬

5 業務の目的

トルコ共和国（以下「トルコ」）は、人口約7,370万人（2010年、国家統計庁推定）、面積約78万km²（日本の約2倍）を有し、1人当たりのGDPは10,079ドル（2010年、国家統計庁）である。トルコの大部分を占めるアナトリア半島は、北側のユーラシアプレート、南側のアフリカプレート及びアラビアプレートの境界部に位置し、その他にもマイクロプレートが複数存在しているため、地震活動が活発な地域にあり、トルコは世界有数の地震頻発国として知られている。特に、イスタンブール付近には全長1000kmを超す北アナトリア断層が海底に存在しており、同断層は数百年間活動履歴がないことから地震発生リスクが高まっているとみられている。

トルコでは防災対策は国家の主要課題の1つとされており、「第9次国家開発計画（2007-2013）」において、「地域開発や都市計画における防災管理の確保」、「公共サービスとしての防災管理を行う新しい組織の設置」等を含め、防災への取り組みを進めている。その防災管理を行う新しい組織として、2009年に、首相府防災危機管理庁（AFAD：Disaster and Emergency Management Presidency）を設置し、分野横断的に地震に備えるために、「国家地震戦略及び行動計画（UDSEP）（2012-2023）」を取りまとめ、これに即した活動の推進を掲げている。2009年に制定された法律5902号（災害管理及び危機管理にかかる組織法：いわゆるAFAD設置法）では、自然災害のみならず産業災害や人為災害も対象に、分野横断的な取組みを通じて、災害に対して回復力のある地域づくりを進めていく必要がある、としている。しかしながら、対策の優先順位づけ、構造物及び非構造物対策の設計、それら対策の費用対効果の検討に必要なリスク評価の手法が統一されておらず、全国的なリスク評価が遂行されていない状況である。

本事業は、トルコ国全81県で実施されるべき災害リスク評価の品質管理に必要な災害リスク管理基準及び地域防災/減災計画策定ガイドラインをパイロット地域での試行も含めて作成することにより、AFAD及びAFADブルサ県支部を含むブルサ県行政機関の能力強化を図り、もってトルコ国における災害リスク管理に係る能力強化に寄与することを目的としている。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

アンカラ及びブルサ県

(2) 業務内容

ア AFAD及び関係省庁がトルコ国において使用する国家基準の地震・津波及びその両災害に起因する災害に対するリスク評価及び減災計画策定

に係るガイドライン（案）が作成されるために、以下の業務を実施する。

(ア) 防災/減災計画に含まれるべき項目の整理の支援

(イ) 災害リスク評価及び防災/減災計画作成ガイドライン案の作成

(ウ) 研修教材類の作成

(エ) ガイドライン（案）の検証と改訂

(オ) ガイドライン付属資料の作成

(カ) ガイドラインの承認

イ ブルサ県において、ガイドライン（案）に沿ったリスク評価及び減災計画が策定されるために、以下の業務を実施する。

(ア) プロジェクト対象地域のベースライン情報の整理

(イ) モデル地域の選定

(ウ) モデル地域における防災/減災計画の策定

(エ) AFADブルサにおけるマニュアル類の作成

(オ) パイロット事業実施にかかる支援

(カ) パイロット活動における教訓の整理

ウ 全国標準となるガイドライン及びリスク評価に係る持続的普及体制が整備されるために、以下の業務を実施する。

(ア) データ管理システムの検討と構築

(イ) ガイドラインの全国普及に向けた体制案の整理と確立

(ウ) ガイドラインの全国への普及

(エ) 災害リスク評価、防災/減災計画立案の支援体制の検討と確立

7 成果品等

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) インセプションレポート | (2013年8月上旬) |
| (2) プロジェクト事業進捗報告書 | (2014年7月上旬、2016年8月下旬) |
| (3) インテリムレポート | (2015年8月上旬) |
| (4) ファイナルレポート | (2017年6月下旬) |

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/防災行政（評価対象予定者）
- (2) 地域防災/減災計画（評価対象予定者）
- (3) 災害リスク分析・評価（地震・津波）
- (4) 災害リスク分析・評価（地すべり）
- (5) 社会配慮・コミュニティ分析
- (6) 研修・教材開発

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。